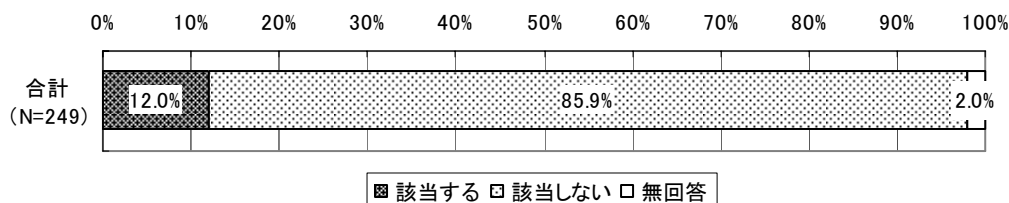


(3) 除外疾患

1) 除外疾患の有無

除外疾患の有無についてみると、12.0%が「該当する」としている。

図表 6.7-5 除外疾患の有無



2) 除外疾患に該当する場合、その適用項目

除外疾患に該当する場合、その適用項目についてみると、「障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者」(50.0%)が最も多く、次いで「回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する疾患」(30.0%)となっている。

図表 6.7-6 除外疾患に該当する場合の適用項目

